

2018年7月18日

#### 財政部・国家税務総局、減税7措置の関連規定を公布

2018年4月25日に開催された国務院常務会議において、ベンチャー・小型零細企業の発展支援を目的とした減税7措置の実施が決定されました。

これを受けて財政部・国家税務総局は以下7つの関連規定を公布し、各措置の内容を明確化しました。

- 1. 設備機器の関連企業所得税控除に関する通知(財税[2018]54号)
- 2. 小型零細企業向け所得税優遇政策範囲のさらなる拡大に関する通知 (財税[2018]77号)
- 3. 国外委託研究開発費用の税前控除への追加計上関連政策問題に関する通知(財税[2018]64号)
- 4. ハイテク企業および科学技術型中小企業の欠損繰越年限の延長に関する通知(財税[2018]76号)
- 5. 企業の従業員教育経費の税前控除政策に関する通知 (財税[2018]51号)
- 6. 営業帳簿に係る印紙税の減免に関する通知(財税[2018]50号)
- 7. ベンチャー投資企業企業およびエンジェル投資家の関連税収政策に関する通知(財税[2018]55号)

|   | 減税措置の概要  | 今般公布された規定   | 従来規定   |
|---|--|---|--|
|   | 2018年1月1日~<br>2020年12月31日  | 財税[2018]54 号  | 財税[2014]75 号<br>財税[2015]106 号  |
| 1 | 一括税前控除優遇政策が<br>適用される企業の研究開<br>発機器・設備新規購入の<br>上限を単価 100 万元から<br>500 万元に緩和 | 企業が当該期間内に新たに購入した設備・器具(建物・建築物以外の固定資産を除く)の単価が500万元を超過しない場合、当期の原価費用に一括で計上し、課税所得額計算時に控除することを許可し、今後、年度毎の減価償却は行わない;単価が500万元を超過する場合、引き続き関連規定に基づき執行する | (一部の小型零細企業に適用)<br>単価が 100 万元を超過しない場合、<br>当期の原価費用に一括で計上し、課<br>税所得額計算時に控除することを許<br>可し、今後、年度毎の減価償却は行<br>わない;単価が 100 万元を超過する<br>場合、企業は減価償却年限の短縮また<br>は加速減価償却の採用方法を選択す<br>ることができる |
|   | 2018年1月1日~<br>2020年12月31日  | 財税[2018]77号   | 財税[2017]43号<br>(財税[2018]77号により廃止)  |
| 2 | 企業所得税の半減徴収優<br>遇策が適用される小型零<br>細企業の年間課税所得額<br>の上限を50万元から100<br>万元に緩和      | 2018年1月1日より2020年12月31日まで、小型零細企業の年間課税所得額の上限を50万元から100万元に引き上げ、年間課税所得額が100万元を下回る(100万元を含む)小型零細企業について、その所得を50%に減じて課税所得額を計上し、20%の税率に基づき企業所得税を納付する  | 2017年1月1日より2019年12月31日まで、小型零細企業の年間課税所得額の上限を30万元から50万元に引き上げ、年間課税所得額が50万元を下回る(50万元を含む)小型零細企業について、その所得を50%に減じて課税所得額を計上し、20%の税率に基づき企業所得税を納付する                                    |



|   |   | 減税措置の概要   | 今般公布された規定  | 従来規定  |
|---|---|---|--|---|
|   |   | 2018年1月1日~  | 財税[2018]64号  | 財税[2015]119号  |
| ; | 3 | 国外委託研究開発費用の<br>追加損金算入の制限取消  | 国外に委託して行う研究開発活動で発生した費用は、実際に発生した費用は、実際に発生した費用の 80%を委託者の国外委託研究開発費用に計上する。国外委託研究開発費用のうち国内の条件に合致する研究開発費用の 2/3 を超過しない部分は、規定に基づき企業所得税の追加損金算入ができる本通知でいう国外に委託して行う研究開発活動には、国外の個人に委託して行う研究開発活動は含まない | 企業が国外機関・個人に委託して行<br>う研究開発活動で発生した費用は、<br>損金算入してはならない   |
|   |   | 2018年1月1日~  | 財税[2018]76号  | 主席令第 64 号   |
|   | 4 | ハイテク企業・科学技術<br>型中小企業の欠損繰越年<br>限を5年から10年に延長                        | 2018年1月1日より、当年にハイテク企業または科学技術型中小企業の資格(以下「資格」)を取得した企業について、その資格取得年度前の5年度に発生し補填が完了していない欠損は、以降の年度に繰り越して補填することを許可し、最長繰越年限を5年から10年に延長する   | 企業の納税年度に発生した欠損は、<br>以降の年度に繰り越し、以降の年度<br>の所得を用いて補填することを許<br>可するが、繰越年限は最長でも5年<br>を超過してはならない                           |
|   |   | 2018年1月1日~  | 財税[2018]51号  | 国務院令第 512 号   |
| į | 5 | 一般企業に対する従業員<br>教育経費の損金算入の限<br>度額をハイテク企業の限<br>度額と統一して 2.5%から8%に引上げ | 企業に発生した従業員教育経費の<br>支出について、賃金賞与総額の8%<br>を超過しない部分は企業所得の課<br>税所得額計算時に損金算入を許可<br>する:超過部分は以降の納税年度へ<br>の繰越控除を許可する  | 国務院財政・税務主管部門に別の規定がある場合を除き、企業に発生した従業員教育経費の支出について、賃金給与総額の2.5%を超過しない部分は損金算入を許可する;超過部分は以降の納税年度への繰越控除を許可する               |
| 6 |   | 2018年5月1日~  | 財税[2018]50号  | 国務院令第 588 号<br>国税発[1994]025 号   |
|   | 6 | 納税者が設置する資金帳簿に対して実収資本・資本積立金の合計額に応じて徴収する印紙税を半減、その他帳簿の印紙税を免除に        | 0.05%の税率で印紙を貼付する資金帳簿に対して印紙税を半減して徴収し、一件毎に5元の印紙を貼付するその他帳簿は印紙税の徴収を免除する  | 資金記載帳簿は、固定資産の原価および自己所有の流動資金の総額の0.05%の印紙を貼付する。その他の帳簿は一件毎に5元の印紙を貼付する「資金記載帳簿」の印紙税の税額計算の依拠を「実収資本」・「資本積立金」の両項目の合計金額に改定する |



|   | 減税措置の概要  | 今般公布された規定                                   | 従来規定  |
|---|--|---|---|
|   | 企業所得税:<br>2018年1月1日~<br>個人所得税:<br>2018年7月1日~                         | 財税[2018]55 号                                | 財税[2017]38号<br>(財税[2018]55号により廃止)   |
| 7 | ベンドルストルン・スターをは、イン・スターをは、カーのでは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を | 会投下では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学 | 会投入のにより、   会社のでは、   会社のでは、   会社のでは、   会社のでは、   会社のでは、   会社のでは、   ののに、   ののに、   ののに、   ののに、   ののに、   ののに、   ののでは、   のののでは、   ののでは、   のののでは、   ののののでは、   のののは、   ののは、   のののは、   のののは、   のののは、   のののは、   ののは、   のは、   のは、 |

以上



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

#### ご照会先

本 店:上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 11 階/電話:86-(21)-3860-9000 · FAX:86-(21)-3860-9999 上海浦西出張所:上海市長寧区興義路 8 号 上海万都中心 12 階 1、12、13 号/電話:86-(21)-2219-8000 · FAX:86-(21)-2219-8199 上海自貿試験区出張所:上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心 15 階 15T21 室/電話:86-(21)-2067-0200 · FAX:86-(21)-3860-9999 瀋陽支店:瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話:86-(24)-3128-7000 · FAX:86-(24)-3128-7781

- 潘陽文店:潘陽市潘河区青年大街1号 - 市府恒隆広場16階1606室/電話:86-(24)- 3128-/000・FAX:86-(24)-3128-//81 北京支店:北京市朝陽区光華路1号 - 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話:86-(10)-5920-4500・FAX:86-(10)-5915-1080

天津支店:天津市和平区南京路 189 号 津匯広場 2 座 12 階/電話:86-(22)-2330-6677 · FAX:86-(22)-2319-2111

天津濱海出張所: 天津市天津経済技術開発区広場東路 20 号 濱海金融街東区 E2B8 層/電話: 86-(22)-6622-6677 • FAX: 86-(22)-6628-1333

蘇州支店:蘇州市高新区獅山路 28 号 蘇州高新国際商務広場 12 階/電話:86-(512)-6606-6500・FAX:86-(512)-6606-8500 蘇州工業園区出張所:江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西 2 号 国際大厦 16 楼/電話:86-(512)-6288-5018・FAX:86-(512)-6288-5028

常熟出張所:常熟市東南開発区東南大道 333 号 科創大厦 8 楼/電話:86-(512)-5235-5553 · FAX:86-(512)-5235-5552

昆山出張所:江蘇省昆山市前進東路 399 号 台協国際商務広場 2001-2005 室/電話:86- (512) -3687-0588・FAX:86- (512) -6606-8500

杭州支店:杭州市下城区延安路 385 号 杭州嘉里中心 2 幢 5 階/電話:86-(571)-2889-1111·FAX:86-(571)-2889-6699

広州支店: 広州市天河区華夏路 8 号 国際金融広場 12 階/電話: 86-(20) 3819-1888 · FAX: 86-(20) 3810-2028

深圳支店:深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話:86-(755)-2383-0980・FAX:86-(755)-2383-0707 重慶支店:重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江国際1棟第34階02号/電話:86-(23)-8812-5300・FAX:86-(23)-8812-5301 大連支店:大連市西崗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話:86-(411)-3905-8500・FAX番号:86-(411)-3905-8599